七　ラウンドの入札受付結果等の開示に関する事項

総務大臣は、六による審査及び処理を行った後、全ての参加者に対して各単位の特定入札の数並びに次のラウンド（次のラウンドを設ける場合に限る。）の各単位の開始価額及び提示価額を開示するとともに、参加者ごとに参加者の特定入札が対象とした単位及び当該単位に対して申し出た金額を開示することとする。

八　落札者及び落札金の額に関する事項

各単位の落札者は、最後に設けたラウンドにおいて各単位に特定入札を提出した者とし、各単位の落札金の額は、各単位の落札者が各ラウンドにおいてその単位に対して申し出た金額のうち最も高いものとする。

九　二から八までに掲げる事項のほか、価額競争の実施に関する事項については、総務大臣の定めるところによる。

注一　退出入札は、十の倍数となる金額を申し出ること。

二　参加者は、各ラウンドにおいて一の単位につき二以上の入札を行ってはならないこと。

別表第五　認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件

一　認定特定高周波数無線局開設者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1　第八項に規定する期限までに特定高周波数無線局を開設すること。

2　別表第二の二1から7までに掲げる事項について、本価額競争実施指針の規定及び申請書に記載した計画に基づく必要な対策（別表第二の二4から7までに掲げる事項にあっては当該対策を実施するための体制の整備を含む。）を講じること。

3　既存全国事業者を合併若しくは分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）又は無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しの相手方としないこと。

4　全国認定特定高周波数無線局開設者にあっては毎年度の四半期ごと（認定日から起算して三年を経過した日までの間は、毎年度の半期ごと）、地域認定特定高周波数無線局開設者にあっては毎年度の半期ごと（認定日から起算して五年を経過した日までの間は、毎年度ごと）、又は総務大臣から求めを受けた場合に、特定高周波数無線局の開設、この表に規定する条件の遵守その他周波数の利用に関する状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

二　全国認定特定高周波数無線局開設者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1　認定日から起算して九年を経過した日までに全ての都道府県に一以上の全国特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）を開設すること。

2　認定日後新たに既存全国事業者にあっては他の既存全国事業者と別表第三の三2㈠から㈥までに掲げる者、既存全国事業者以外の者にあっては既存全国事業者と別表第三の三2㈠及び㈣から㈥までに掲げる者と同等の関係となってはならないこと。

三　地域認定特定高周波数無線局開設者（既存全国事業者と別表第三の三2㈠から㈥までに掲げる者と同等の関係であるものに限る。）は、次に掲げる事項その他当該既存全国事業者が提供する電気通信役務を補完することを目的として、又は実質的に補完する形態で地域特定高周波数無線局を運用することを行ってはならない。ただし、当該地域特定高周波数無線局に係る電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について当該既存全国事業者とそれ以外の者とで不当な差別的取扱いを行うことを防止するために必要な措置を講じている場合は、この限りではない。

1　当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）が当該既存全国事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行うこと。

2　当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）が当該既存全国事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該地域認定特定高周波数無線局開設者の地域特定高周波数無線局（陸上移動局に限る。）を通信の相手方とする通信を行い、当該既存全国事業者の利用者に電気通信役務を提供すること。

○総務省告示第七十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第九条の三の規定に基づき、総務大臣が別に告示する特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間を次のように定める。

令和八年三月九日

総務大臣　林　芳正

令和八年総務省告示第七十一号（二六GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針）に係る特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年とする。

○文部科学省告示第四十二号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年三月九日

文部科学大臣　松本　洋平

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正）

第一条　社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基き、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次のとおり指定する。 一・二　［略］ 三　社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。 1　学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基き、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次のとおり指定する。 一・二　［同上］ 三　社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。 1　学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者